

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
広島県神石高原町	1	移動式ローカルLTE基地局によるドローンの活用支援	中山間部等へ移動式のローカルLTE基地局を設置し、ドローン利用エリア拡大の支援を実施する	ドローンを利用した先進的サービスの促進が期待される	sXGP方式を利用した無線サービスにおいて、以下の課題がある (1)基地局の空中線電力が200mWに制限されており、広範囲かつ高効率なエリア設計を実現することが困難である (2)基地局の利用場所が同一の構内、船舶、航空機、列車に限定されており、屋外での利用が認められていない	(1)無線設備規則第四十九条の八の二 第二号八 (2)令和2年総務省令第113号（無線設備規則第14条）	(1)sXGP方式における基地局の空中線電力が200mWの許容値を、2Wの許容値へ変更する (2)sXGP方式の親機（基地局）において中山間部への設置が必要であることから、「同一の構内、船舶、航空機及び列車」以外の屋外においても利用できるように制限の緩和を求める	総務省	・sXGPは、1.9GHz帯の「デジタルコードレス電話」であり、広域利用を目的とした無線システムではなく、同一構内の利用を目的とした無線システムである。 ・1.9GHz帯では、様々な無線システム・多様な利用者が各々小さい電力で共存を回っており、ここに10倍（200mW→2W）の電力の無線システムが入ってきた場合、既存の無線システムが混信を受け、使えなくなる恐れがある。 ・このため、事前に提案者の域内（神石高原町内）及び電波の影響が及ぶ周辺自治体において運用中の無線システムの混信対策が必要であり、提案者がその対応（全ての無線システム利用者との事前協議・合意の取得、機器改修・交換等）を行う必要がある。 ・また、隣接する周波数は携帯電話が利用しており、sXGPの電力増加は携帯電話に影響を与えるため、提案者は携帯電話事業者と事前協議を行い、利用に向けた合意を取得することが必要である。 ・その他、更なるchの増加や広帯域化等についても、提案者は既存の無線システムや携帯電話事業者との事前協議を行い、合意を取得することが必要である。 ・なお、ご提案は「広域で利用することが可能なプライベートLTE」の実現のことより、地域BWA等の広域的に利用可能なLTE方式の無線ブロードバンドシステムが他にもあることから、それを使用されることも一案と考える。			
広島県神石高原町	2	J-ID (Jinseki Kogen ID)	マイナンバーカード×スマートフォン×顔認証の3つ要素を組み合わせたJ-IDをスーパーシティの様々な先進的サービスにおける本人認証基盤として活用する	全ての町民におけるデジタルデバイドを解消することで、町民におけるデジタルサービスの利用促進・生活利便性向上が想定される	課題(1)：個人情報管理の過程でJ-IDとマイナンバーカードの紐づけを検討している。具体的には、マイナンバーカードに搭載される署名用電子証明書に記載されるシリアル番号を取得し、当該シリアル番号とJ-IDの紐づけを行うことを想定している 課題(2)：電子署名法に基づく認定認証業務に係る電子署名は、犯罪収益移転防止法における特定取引時の本人確認や携帯電話不正利用防止法の契約時の本人確認等に利用できるが、同様の効力を他の法律にも拡大することを希望する	課題(1)：公的個人認証法（またはマイナンバー法）が対象となる 課題(2)：規制緩和が求められる法律で検討する	課題(1)：公的個人認証法における署名用電子証明書の利用用途の拡大が求められる（またはマイナンバー法におけるマイナンバーの利用用途の拡大）が対象となる 課題(2)：規制緩和が求められる法律については、本構想の実現の過程で検討する	総務省 法務省	(1) 公的個人認証法においては、署名用電子証明書の利用用途について、特段の制限はない。 ご指摘いただいた、犯収法や携帯電話不正利用防止法にかかる「認定認証の電子署名の効力」については、電子署名法ではなく本人確認手続を定めるそれぞれの法律において定められているものであり、「課題(2)：規制緩和が求められる法律については、本構想の実現の過程で検討する」とされているように、当該規制緩和が求められる法律を所管している省庁へ検討を要請したい。			
広島県神石高原町	3	見守り医療連携サービス	高齢者が安心して過ごせて、働けるため、生体情報デバイスを利用した日々の健康管理をクラウドで実施。クラウドではAIによる診断を行い、正常時と違う数値になったとき、医療サービスと連携してコミュニケーション、また登録している家族へ通知する	高齢者が安心して過ごせ、働ける環境を整えることで、住みやすい街になり人口増加につながる	屋外の無線のネットワーク構築することを困難とさせる「電波法」 ・5.2GHz帯の屋外利用 ・登録局の手続き申請	総務省告示第223号	定められた条件を満たし、技術適合認定を得ている装置であれば、免許不要となる特例措置があるとい	総務省	5.2GHz帯無線LANは他の無線システムとの共用条件に基づき、屋内利用に限っている。また屋外で利用する場合には、登録局扱いとしている。よって、免許不要局として、屋外利用を希望する場合には、2.4GHz帯無線LAN及び5.6GHz帯無線LANの利用について検討頂きたい。			
広島県神石高原町	4	予防医療における医療との連携	ナショナルデータベースの活用	自動計測した個人のデータを共有することで、医療機関を受診する際に連携がスムーズになり、検査項目の省略や遠隔検診が可能となる ナショナルデータベースにより、個人の健康の可視化がより具体的になり、今後の健康の目安や目標になる	個人の計測データは医療データではないことから共有は困難とされる 情報提供までに時間がかかる	厚生労働省 高齢者の医療の確保に関する法律第16条の2	迅速な共有が不可欠なため、情報のワンストップ化が必要となる	厚生労働省	「自動計測した個人のデータ」については、医療保険等に係るデータではないため、国で把握しておりません。 なお、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第16条の2に基づき第三者に提供している匿名医療保険等関連情報（以下「NDBデータ」という。）は、NDBに格納されている医療保険セプト情報並びに特定健診情報及び特定保健指導情報を匿名化したデータのことを指しており、ご指摘の個人の計測データは対象としていません。			
広島県神石高原町	5	未病デバイスの取り扱い	未病デバイスを申請なしで活用する	医療機器ではないので、申請不要となることで誰でも取り扱うことができ利便性が増す	本来未病デバイスは雑貨の扱いだが、医療機器クラス1とされているデバイスでは申請の有無がわからなかったり、測定する側の取り扱いも難しく、利用者に誤解されることがある	厚生労働省 薬機法第2条第7項	申請が必要な場合、申請方法の簡素化を要望する 未病デバイスを健康雑貨の扱いに特定することを希望する	厚生労働省	「未病デバイス」の意味するところが不明であるため、想定している使用場面や対象疾患があれば、御教示ください。			
広島県神石高原町	6	遠隔連携医療サービス	神石高原町の医療機関と中核医療機関の専門医との間を8K映像信号で結び、対面でない日常に専門的な医療を受診できることになり、遠方の中核医療機関に足を運ばなかった方々に対して、より高度で専門的な遠隔診断が可能となる	地域間の医療格差の解消に繋がる 日常的に専門的な医療を受診できることで小児科では重症化の減少、高齢者では健康寿命の延伸を期待することができる	・医師以外の医療関係者の診療類似業務の提供 ・小児科に対する遠隔連携医療の容認	根拠法令 ・医師法第17条 「医師でなければ、医業をしてはならない」 ・医師法第20条 「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方箋を交付し、自ら出産に立ち会わずに出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診察中の患者が受傷後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りではない」 ・遠隔連携診療料が算定可能な患者は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病又はてんかん（外傷性てんかんを含む。）の疑いがある患者に限ること（令和2年医科診療報酬）	遠隔医療連携サービスによる医師からの指示のもとで、医師以外の医療従事者が、遠隔で医療行為をおこなうことを認めるため、現在の遠隔診療の内容を拡大する目的で、対面診療を併用することを応用できる基準等をより明確化し、医療機関の少ない地域で、診療内容の幅広い活用ができるよう緩和する	厚生労働省	関係法令や「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月：令和元年7月一部改訂）等に基づき、オンライン診療時に、患者の同意の下、患者といる看護師等が医師の指示による診療の補助行為を行うことは、現行制度上も可能です。 また、オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限定的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限定的措置の恒久的な枠組みについては、2021年夏を目途に限定的措置の実績も踏まえて、その骨格を取りまとめた上で、同年度を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしています。 今後の遠隔連携診療料のあり方については、関係学会等の御意見を伺いつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。			

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係全省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
広島県神石高原町	7	「2050年には温暖化ガスの排出量実質ゼロ」へ向けて	小型バイオマス発電機を市内の各所に設置し、カーボンニュートラルを実現する そのための森林管理方法について革新的取り組みにチャレンジする	(1)林業が活発化し、若者にも魅力ある業種となる (2)森林が生き生きと育成され、自然災害の防止や地域で暮らす方々の健康人生にも寄与する (3)EV普及により経営の厳しくなるガリンスランドは、ペレット販売で売上げを確保できる (4)種々な雇用が発生し、地域創生の原動力となる	(1)森林管理にドローン飛ばす場合、航空法の壁と土地所有者の所有権の上下の範囲が問題となる (2)非常用自家発電設備は、一般負荷への電力供給ができない場合がある (3)所有者が不在/不明の森林の管理に多大な労力と時間がかかる (4)国有林の入札は安値で落ちることが多く、無理な作業や経営にも悪影響がある	(1)航空法と民法の地上権がバッティングする (2)消防法ないし建築基準法が該当する (3)、(4)森林管理をスムーズに行うために、森林所有者に何らかの義務を課し、履行しない場合その森林はその地区ないし国が、入札に最低価格を設定するなど何らかの対策を講じ、伐採作業者の事故防止や健康管理の向上に繋げ、林業のイメージ改善を図りたい	(1)については、森林管理のドローン飛行は上限を外すなど、法改正が必要である (2)については、弾力的な運用ができないか、農者のご意見を伺いたい (3)車検制度の様な仕組みや、所有者不明の圃場管理の様なやり方を設定を提案する (4)国がその森林の状況を精査し、最低価格を提示するのが最善と考える	国土交通省 内閣官房 総務省 農林水産省	【航空法について】 航空法における飛行高度の規制については、既存の航空機との間における安全性の観点から設けている。 なお現行法においても、150m以上の飛行については、事前に申請していただくことで飛行が可能。 民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」(第207条)と規定されているが、その所有権が及ぶ土地との空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解される。その上で、ドローンを活用した森林管理について、更なる措置を要するかどうかについては、慎重に検討する必要がある。 詳細については、下記資料を参照いただきたい。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyougai_dai16/betten4.pdf (2)消防法令上義務付けられている非常電源については、消防用設備等が有効に作動するための容量が確保されていなければいけなくなっている。また、専用とすることを求める規定はおいておらず、他の用途に使うことができるものとなっている。 (3) 平成31年4月施行の森林経営管理法では、森林所有者の責務を明確化した上で、所有者自ら経営管理を実施できない場合は、市町村が森林所有者に対して意向調査を実施し、経営管理する権利を取得することを可能としております。 また、意向調査を通じて、市町村が所有者の所在を把握できなかった場合については、市町村が探索等の一定の手続きを経ることで、経営管理を行う権利を取得できる特例が同法に措置されています。 なお、同法及び同法施行令では、不動産登記記録や戸籍・住民情報等から探索を行うものとするなど、探索範囲の合理化を図っております。 (4) 国有林の入札においては、最低価格を事前に提示することは、当該価格近傍へ入札が誘導され適正な競争を損ねる弊害が生じうることから、適切ではないと考えています。 なお、 ・予定価格が1,000万円以上の事業について、価格のみではなく安全対策など価格以外の要素も含め総合的に評価して落札者を決定する、総合評価落札方式を導入 ・入札参加資格の審査の際、一定期間内に国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定(安全対策の項目を含む)を受けた事業がある場合、当該事業に係る評定点の平均が一定点以上であるかを確認するなど、安全対策も加味した入札を実施することにより、伐採事業者の事故防止等を図っているところです。			
広島県神石高原町	8	EVカーットの公道走行	EVカーットによる公道走行を可能にすることで、市街地公道レースの開催や移動手段としてのEVカーットを利用可能とする	市街地公道レースという話題性によるメディア露出効果、及び全国のモータースポーツファンへの認知拡大による旅行客の増加及び地域活性化を狙うEVカーットに自動運転技術を連携させ特定地域内の移動手段として利用することで、山間地における新たな移動手段を確立する	レーシングカート(排気量100cc以上クラス)の公道走行は道路交通法で認められていない(排気量50cc超はナンバープレートが交付されないため)	レーシングカートは道路交通法の第三条に定められている自動車の種類に当てはまらず、公道を走行するために必要なナンバープレートが交付されない	市街地レースを実現するために、限定された地域、限定された車両に関して公道でのEVカーット走行を可能とする	警察庁 国土交通省	御提案の「レーシングカート」の詳細が定かではありませんが、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものであれば、道路交通法上は「自動車」に当たり、同法第3条に規定する自動車の種類のいずれかに該当するものと考えられます。 御提案の「レーシングカート」が公道を走行できる御提案の公道におけるカーレースを実現するためには、道路使用許可を受ける必要がありますが、当該道路使用許可の可否については、警察署長が道路交通法第77条第2項の規定に基づいて個別具体的に判断することとなります。 なお、道路におけるカーレースの実施については、長期間にわたり、広範囲の道路において、車両及び歩行者の全面通行止めを実施する必要があるほか、沿道住民や沿道の建築物等に危険を及ぼす可能性も否定できないことから、当該道路使用許可の可否の判断に当たっては、地域住民、道路利用者等の合意形成や、関係者等の安全性の確実な担保が前提となること御留意ください。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かではない部分もあるため、道路使用の内容等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)において、運行の用に供する車両は保安基準を満たす必要があり、同保安基準を満たす場合、自動車登録番号(ナンバープレート)が発行されます。一方で、道路使用許可を受け全面通行止めを実施した道路においては、一般交通の用に供されていないことから、当該場所においてのみ用いる場合、保安基準を満たす必要はなく、また、ナンバープレートの掲示義務もありません。			